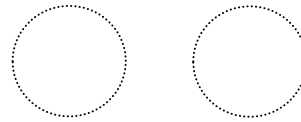


(案)



収入 印紙	委託契約書 (長期継続契約)									
契約番号	0000000000									
業務名	郡山市〇〇〇〇業務委託 (長期継続契約)									
施行場所	郡山市									
契約期間	契約締結日 から 令和9年5月31日 まで									
履行期間	令和6年6月1日 から 令和9年5月31日 まで									
契約金額	億 万 円									
	年額 ¥ 0 0 0 0 0 0 0 0									
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥000,000円)									
契約金額の総額 ¥0,000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥000,000円)										
内訳：別紙支払内訳書のとおり										
契約保証金	記入例) 免除 (←契約規則に基づいて免除、履行保証証券の場合) ¥000,000円 (←現金納付、金融機関保証等の場合)									
特約条項										
<p>上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項及び上記の特約条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。また、本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p>令和〇(0000)年〇〇月〇〇日</p> <p>郡山市 発注者 代表者 郡山市長 〇〇 〇〇 印</p> <p>所在地 受注者 商号又は名称 印 代表者</p>										

約 款

(総則)

第1条 受注者は、発注者の示す仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、本契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明示されていない事項があるときは、双方協議して定める。

3 受注者及び受注者の従業員は、業務の実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

(業務内容)

第2条 本契約の業務の内容は、別紙仕様書の定めるところによる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 受注者は、次の各号に定める時期に当該各号に掲げる書類を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(1) 業務に着手するとき 業務着手届

(2) 業務を完了したとき 業務完了届

(検査)

第6条 発注者は、毎月の業務完了後、前条第2号に定める業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、仕様書等に従い直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該修補の完了を業務の完了とみなす。なお、補正に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 受注者が前項に規定する履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、受注者の負担で発注者自ら履行の追完を行うことができる。発注者自ら履行の追完を行う場合において、受注者に生じた損害について、発注者はその賠償の責任を負わないものとする。

3 発注者は、前2項の権利行使について、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しなければ行うことができない。ただし、受注者が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者による損害賠償請求及び第17条第1項による解除権の行使を妨げない。

(委託料の支払)

第8条 発注者は、毎月の業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

2 委託料の支払回数及び支払額は、別紙支払内訳書のとおりとする。

3 第1項の委託料は、月の初日から末日までの1月分とする。この場合において、履行期間の始期又は終期が月の途中であるときは、当該月の委託料は日割計算により算出した額とする。

(業務実施計画書)

第9条 受注者は、必要に応じ業務実施計画書を作成し、この契約締結後、速やかに発注者に提出して承認を受けなければならない。

2 発注者は、契約内容に変更があった場合は、業務実施計画書の再提出を求めることができる。

(業務責任者の選任)

第10条 受注者は、業務責任者を選任し、発注者にその職氏名を通知しなければならない。通知後異動があったときも同様とする。

(監督員)

第11条 発注者は、業務の履行について必要な連絡指導に当たる監督員を指定したときは、その職氏名を受注者に通知しなければならない。通知後異動があったときも同様とする。

(配置員の変更請求)

第12条 発注者は、必要に応じ配置員に著しく不相当と思われる者がいる場合は、受注者に対してその変更を請求することができる。

(臨機の処置)

第13条 発注者は、業務の実施に当たり緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対して臨機の処置をとることを求めることができる。

- 2 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるとき（緊急やむを得ない事情があるときを除く。）は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により必要な処置をとったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（調査等）

第14条 発注者は、受注者の業務の実施状況について随時に調査若しくは必要な報告を求め、又は業務の実施に関して必要な指示を受注者に与えることができる。

（損害賠償）

第15条 受注者は、この業務の履行に関し、その責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負う。

- 2 発注者は、前項の損害が発生したときは、その事実を知った日から14日以内に書面をもって受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者が第1項の場合において、受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。
- 4 発注者は、配置員が業務の履行に際し被った負傷等については、一切その責めを負わない。

（遅延利息）

第16条 受注者の責めに帰する事由により、履行期間内に業務が完了しない場合において、相当の期間内に業務が完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。ただし、発注者はやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

- 2 前項の遅延利息の額は、延長前の履行期限の翌日から完了の日までの日数に応じ、頭書の契約金額の総額に対し、履行遅滞の生じた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する割合（年の日数は、閏年であっても365日として計算する。）を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。以下この条において同じ。）とする。
- 3 発注者の責めに帰する事由により、第8条に規定する委託料の支払いが遅れた場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。
- 4 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、履行遅滞の生じた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する割合を乗じて得た額とする。

（契約の解除等）

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
 - (2) 受注者の業務の履行が明らかに不相当と認められるとき。
 - (3) 受注者がこの業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 受注者が正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても、これに着手しないとき。
 - (5) 受注者が、契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 発注者が、委託を継続する必要がないと判断したとき。
- 2 受注者は、前項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合は、履行期間中の契約金額の総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。また、当該解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害を賠償しない。ただし、受注者の申し出に正当な理由があると発注者が認めるときは、発注者はこの規定を適用しないことができる。
 - 3 発注者は、第1項第6号の規定によりこの契約を解除しようとするときは、受注者に対し、その旨を1か月前までに通知しなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第18条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。

（契約の変更等）

第19条 発注者は、必要があるときは本契約の内容を変更し、又は当該契約を一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合における履行期間又は委託料の変更については、双方協議の上決定する。

（疑義等の決定及び紛争の解決）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、双方協議の上決定する。

- 2 前項の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。